十三　橋梁灯にあっては、次の設備を有するものであること。

イ　灯質は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区分	灯質	
	色	光り方
左側端灯	緑	不動光、等明暗光、単せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号のUの信号に係るものを除く。）
右側端灯	赤	不動光、等明暗光、単せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号のUの信号に係るものを除く。）
中央灯	白	不動光、等明暗光、長せん光（一周期が十秒のものに限る。）又はモールス符号光（モールス符号のAの信号に係るものに限る。）
橋脚灯	黄	不動光、単せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号のA及びUの信号に係るものを除く。）

備考

一　この表において「左側端灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の左側（別表第二の備考第一号に規定する左側をいう。第十九条第一項第八号において同じ。）の端を示す施設をいう。

二　この表において「右側端灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の右側（別表第二の備考第一号に規定する右側をいう。第十九条第一項第八号において同じ。）の端を示す施設をいう。

三　この表において「中央灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の中央を示す施設をいう。

四　この表において「橋脚灯」とは、橋脚を示す施設をいう。

ロ　左側端灯、右側端灯及び中央灯に係る灯光の光り方は、原則として同一のものとし、不動光以外の光り方とする場合には、これらを同期させること。

ハ　橋梁の下に複数の可航水域又は航路がある場合であって、主たる可航水域又は航路を区別して示す必要があるときは、主たる可航水域又は航路を示すための灯光の光り方は、不動光以外とすること。

十四　霧信号所にあっては、次の設備を有するものであること。

イ　施設灯と併せて設置する霧信号所にあっては、音達距離が二海里以上であり、かつ、一周期が三十秒以内のモールス符号のUの信号に係る音を吹鳴するものであること。

ロ　イに規定する霧信号所以外のものにあっては、一周期が六十秒以内の音を吹鳴するものであること。

ハ　音の吹鳴の一周期は、付近の霧信号所と明確に区別できるものであること。

十五　無線方位信号所にあっては、次の設備を有するものであること。

イ　有効範囲は、設置の目的に適合するものであること。

ロ　レーダーから発射された電波を受信したときは、それに応答して電波を発射し、当該レーダーの指示器上にその位置を表示させるものであること。

ハ　イ及びロに規定するもののほか、無線方位信号所の設備に関し必要な事項として海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

十六　ディファレンシャルＧＰＳ局にあっては、次の設備を有するものであること。

イ　衛星の電波を受信して得られる測位誤差を補正する衛星測位誤差補正情報を送信できるものであること。

ロ　イに規定するもののほか、ディファレンシャルＧＰＳ局の設備に関し必要な事項として海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

十七　ＡＩＳ信号所の設備は、海上保安庁長官が定める情報を自動的に送信するものであること。

十八　船舶通航信号所にあっては、次の設備を有するものであること。

イ　情報収集用設備は、レーダー、船舶自動識別装置、テレビカメラ、無線電話その他の手段により、船舶交通の状況及び船舶交通の安全を確保するために必要な情報を的確に収集できるものであること。

ロ　情報提供用設備は、無線電話、電光表示盤その他の手段により、船舶に対して迅速かつ的確に船舶交通の状況及び船舶交通の安全を確保するために必要な情報を提供できるものであること。

十九　潮流信号所の設備は、船舶に対して迅速かつ的確に潮流に関する情報を提供できるものであること。

2　地形的理由その他のやむを得ない理由により前項の基準によることができない航路標識については、同項の基準にかかわらず、海上保安庁長官が別に定める基準によることができる。

（管理の方法の基準）

第七条　法第四条第一項第三号（法第五条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　所定の運用時間中航路標識の運用を確実に維持すること。

二　航路標識の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態に維持すること。

三　建築物、植物その他の物件により航路標識の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置をすること。

四　やむを得ない事由により、航路標識の運用を停止し、又は航路標識の機能を損なうこととなった場合及び当該航路標識の運用又は機能が復旧した場合に必要となる海上保安庁との連絡体制を整備すること。

五　天災その他の事故により、航路標識の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等船舶交通の危害予防のため適当な措置をすること。

六　航路標識につき改修その他の工事を行うときは、船舶の航行を阻害しないように適当な措置をすること。

七　航路標識には、灯光、音響又は電波を発する機器の部品のうち交換が可能な部品について、必要数量の予備品を確保しておくこと。

第九条中「法第八条第二項、第九条第二項及び第十条第二項」を「法第十七条第二項、法第十八条第二項及び法第十九条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第八条の見出しを「（事故が発生した場合の報告）」に改め、同条第一項中「第五条第二項」を「第七条」に、「電信、電話」を「電話、ファクシミリ装置」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条、二節及び章名を加える。

（直接管理）

第十三条　法第十条第二項の規定により直接に管理する場合は、次の各号によらなければならない。

一　法第三条第一項の許可を受けた者にその旨を事前に通知すること。

二　管理の期間その他の条件は、海上保安庁長官と法第三条第一項の許可を受けた者とが協議して定めるところによるものであること。

2　海上保安庁長官は、航路標識を直接に管理するために必要と認める書類の提出を命ずることができる。

（収用）

第十四条　法第十条第二項の規定により収用する場合は、法第三条第一項の許可を受けた者にその旨を事前に通知しなければならない。

2　海上保安庁長官は、法第三条第一項の許可に係る航路標識についての第五号様式による調書その他必要と認める書類の提出を命ずることができる。